

東京都 5年度予算案 温室効果ガス削減を推進へ



東京都はこのほど、令和5年度予算案を公表した。それによると、主要施策の一環として、脱炭素社会に向けて、「ゼロエミッション東京」の実現を目指す施策に1822億円(前年度予算の約2.6倍)を計上し、温室効果ガス削減の取り組みを推進する(以下、カッコ内は予算額)。

種施策を展開する。具体的にはまず、ゼロエミッション・ビークル(ZEV)の普及促進(556億円)を図る。この一環として、新たにEV(電気)バス・EVトラック導入促進事業(31億円)を実施する。燃費水

準が同等なディーゼル車の車両価格との差額を補助(上限額2300万円)するもので、EVトラックの導入補助は215台を予定。あわせて、ZEVの普及拡大に向けて充電設備普及促進事業(174億円)を実施する。公共用充電器の設置目標としては、2025年に充電設備5000基、2030年に急速充電設備1000基を目指す。

また、省エネルギー対策(134億円)を推進し、この一環として新たにゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業(34億円)を実施。中小企業などの省エネ化をさらに推進するため、省エネ設備

の導入などに補助(上限額2500万円、補助率3分の2)する。このほか、国のカーボンプレジット制度であるJ-Cレジットを活用し、新たに中小企業などにおける排出量取引創出に向けた社会実装事業(7億6000万円)を実施する方針。

また、水素エネルギーの普及拡大(66億円)を推進し、この一環として、新たに燃料電池フォークリフト実装支援事業(5億円)や、ZEVのみ収集車実装支援事業(0.6億円)を実施する方針。

範囲は①各埠頭における荷役作業などの物流用(全てのコンテナターミナルでコンテナ搬出入予約制の導入など)、モーターシフト推進などにより、円滑な物流の実現

中間目標として「2030年カーボンハーフ」達成に向けて31.0万トンの削減、最終目標として「2050年カーボンニュートラル(CO₂排出実質ゼロ)」実現を目指す。このための主な取り組みとして、コンテナ埠頭の機能強化、荷役や物流におけるICT技術の活用(全てのコンテナターミナルでコンテナ搬出入予約制の導入など)、モーターシフト推進などにより、円滑な物流の実現

また、全てのコンテナ埠頭における使用エネルギーのグリーン化、港湾施設や倉庫などの省エネ化、脱炭素化に向けた車両・設備の更新などを推進する。さらに、次世代エネルギーを活用した荷役機械などの導入を促進し、これにより、化石燃料から水素エネルギーなどへの転換を図る。

府 脱炭素に向けGX推進 今国会に関連法案提出

政府は、令和4年12月に取りまとめた「GX(グリーン・トランスフォーメーション)実現に向けた基本方針」に基づき、必要な法制上の措置を盛り込んだ法案を、今通常国会に提出する方針だ。

基本的には、2030年度の温室効果ガス46%削減や2050年のカーボンニュートラル実現という国際公約達成と、わが国の産業競争力の強化・経済成

長と同時に実現には、今後10年間で150兆円を超える投資が必要と試算し、この巨額投資を官民協力で実現するため、成長志向型カーボンプライシング構想」を速やかに実現・実行する方針。

具体的には、①20兆円規模の「GX経済移行債」(仮称)を創設し、この活用などによる大胆な先行投資支援(規制・支援一体型投資促進策など)、②カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ、③新たな金融手法の活用——の3つの措置を講じる。

国土交通省自動車局は、「乗務後自動点呼実施要領」(令和4年12月20日付安全政策課長通達)に基づき、これまでに2社の自動点呼機器を認定した。

認定機器は、次の通り。▽ナブアシストの「点呼+」(プラス) ロボット版」(昨年12月23日付

乗務後自動点呼に使用 実施要領で2機種認定

乗務後自動点呼は、乗務員が点呼を行う際に、点呼画面に表示された点呼項目を確認し、点呼完了ボタンを押すことで、点呼完了する。

乗務後自動点呼を行うには、実施要領に基づき

認定を受けた機器を準備し、必要事項を整備した上で管轄の運輸支局などに事前届け出を行う必要がある。

なお、国交省では実施要領に基づく、要件に適合する機器を随時認定しており、同省ホームページで「認定を受けた自動点呼機器一覧」を公表している。

詳細は、都産業労働局ホームページを参照。

東京港の脱炭素化へ CNP形成計画(案)

東京都はこのほど、東京港の脱炭素化に向け「東京港カーボンニュートラルポート(CNP)」形成計画(案)を取りまとめた。これに伴い、計画案について2月27日まで、都民や事業者からの意見を募集している。

範囲は①各埠頭における荷役作業などの物流用(全てのコンテナターミナルでコンテナ搬出入予約制の導入など)、モーターシフト推進などにより、円滑な物流の実現

東京都は、このほか、都内中小事業者を対象として、ナビゲーターが訪問し、個々の状況に応じた支援メニューを紹介する。

さらに、東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)や都中小企業振興公社など、事業者向けのHTTに関する支援メニューを実施している専門機関への取り組みを行う。

中小のHTT推進へ 支援メニュー紹介

あわせて、HTT推進に関するセミナー(会場・オンライン参加)を2回開催する。1回目は2月22日に「国内外の脱炭素動向と(中小企業)企業価値向上に向けた脱炭素経営」、2回目は3月下旬に「中小企業の脱炭素化に向けた取り組みと実践事例」をそれぞれ講演テーマ(予定)に開催する。

排出量取引や 賦課金を導入

政府は、令和4年12月に取りまとめた「GX(グリーン・トランスフォーメーション)実現に向けた基本方針」に基づき、必要な法制上の措置を盛り込んだ法案を、今通常国会に提出する方針だ。

基本的には、2030年度の温室効果ガス46%削減や2050年のカーボンニュートラル実現という国際公約達成と、わが国の産業競争力の強化・経済成

長通達)に基づき、これまでに2社の自動点呼機器を認定した。

認定機器は、次の通り。▽ナブアシストの「点呼+」(プラス) ロボット版」(昨年12月23日付

乗務後自動点呼を行うには、実施要領に基づき

認定を受けた機器を準備し、必要事項を整備した上で管轄の運輸支局などに事前届け出を行う必要がある。

なお、国交省では実施要領に基づく、要件に適合する機器を随時認定しており、同省ホームページで「認定を受けた自動点呼機器一覧」を公表している。

詳細は、都産業労働局ホームページを参照。



NGV 事業室 〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20 Tel.03-5400-6774 http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/ngv/



天然ガストラックは物流の エネルギーセキュリティ向上と 大気環境改善を実現します。



石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、大半が運行を停止することがありませんでした。天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が高いことが特徴です。さらに天然ガストラックはCO₂やNO_x、PMなどの排出量が少ないため大気環境改善に貢献しています。

仕入先の登録状況が税額に影響

書などである
と誤認される
おそれのある
表示をした書
類(適格請求書類
類似書類)
を交付することは、禁止
されています(図6)。

特に、売上規模が小さい
ことが想定される仕入
先については、適格請求
書発行事業者として登録
しているかどうかを確認
し、必要に応じて登録予
定を確認し、自社への影
響額を試算するとともに
、対応策を検討する必
要が出てきます。

取引先が法人の場合に
は、「法人番号公表サイ
ト」で法人番号を確認の
上、「適格請求書発行事
業者公表サイト」で法人
番号を入力することで、
適格請求書発行事業者と
して登録されているかど
うかを確認することがで
きます。

なお、制度開始後は原
則として、一定の事項が
記載された帳簿および請
求書などを保存すること
が、仕入税額控除の要件
となります。また、課税
期間の末日の翌日から2
月を経過した日から7年
間保存する必要があります。

(2) 請求書発行システムや
記載事項などの変更が必
要(売り手としての対応)

適格請求書発行事業者
になった場合、適格請求
書(返還、修正などを含
む)を交付または電磁的
記録を提供し、その写し
または電磁的記録を保存
する義務があります。

一般的には、請求書や
領収書を適格請求書とす
ることが多いと思いま
すが、何を適格請求書と
するかを確認および決定
するとともに、適格請求
書とするものについて記
載事項の変更を行う必要
があります。

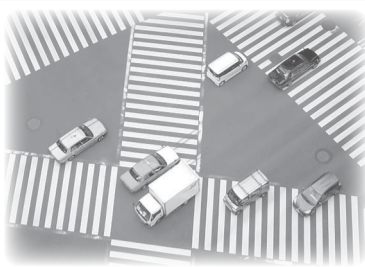
(4) 税率ごとに区分して
合計した対価の額(税抜
きまたは税込込み)、およ
び適用税率

(5) 税率ごとに区分した
消費税額など

(6) 書類の交付を受ける
事業者の氏名または名称

(3) インボイス制度導入の
影響額を確認(買い手と
しての対応)

仕入先が適格請求書発
行事業者でない場合に
は、仕入税額控除をでき
ず、納付税額に影響する
可能性があります。消費
税課税事業者であれば、
適格請求書発行事業者に
なる可能性が高いと考え
られますが、免税事業者
が作成した適格請求書
を交付した場合は、仕入
先が適格請求書発行事
業者でない場合、適格請
求書と誤認され、仕入税
額控除ができません。



独自の請求書発行シ
ステムを利用している場
合、対応に時間がかかる
場合もあるので、早めの
対応が必要です。

なお、適格請求書に記
載する必要のある事項
は、次の通りです。

① 適格請求書発行事業
者の氏名または名称、お
よび登録番号

② 取引年月日

③ 取引内容(軽減税率
の対象品目である旨)

図6【適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項】
(太字は区分記載請求書の記載事項に追加される事項です)

適格請求書	適格簡易請求書
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率	④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

請求書

△△商事(株)

登録番号 T012345...

××年11月30日

11月分 131,200円

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

領収書

スーパー○○

東京都...

登録番号 T123456...

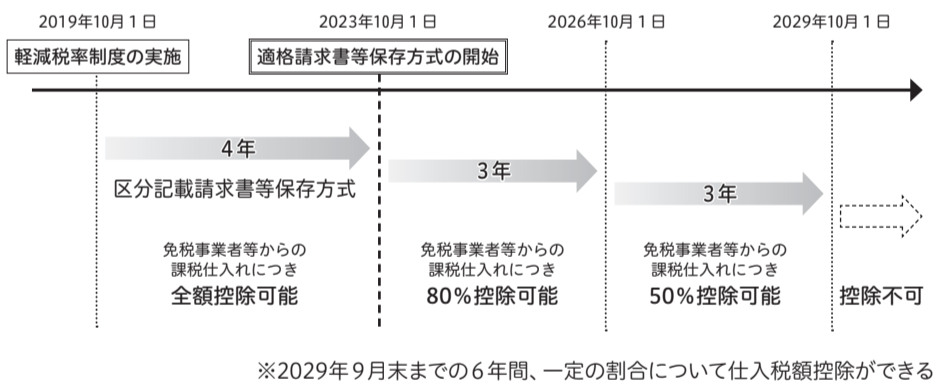
XX年11月30日

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
消費税		¥243
お預り		¥1,000
お釣		¥126

① ② ③ ④ ⑤

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

図7【免税事業者等からの課税仕入控除の経過措置】



3 免税事業者等との取引

(注意すべき事項)

・取引年月日
・取引の内容
・支払対価の額
・支払対価の額
・保存すべき請求書など

・取引先が免税事業者である場合は、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書などに該当します。

・取引先が免税事業者である場合は、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書などに該当します。

・取引先が免税事業者である場合は、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書などに該当します。

・取引先が免税事業者である場合は、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書などに該当します。

4 事前準備の基本項目

適格請求書発行事業者
の登録を受けるかどうか
の判断や、登録を受ける
場合の事前準備などを
行う際の参考として、基
本的な項目をまとめると
次のようになります。対
応に当たってのチェッ
クリストとしてご利用く
ださい。

(1) 適格請求書発行事業者
の登録を受けるかの判断
を必要とするかを検討
① 売上先が適格請求書
を受けなかった場合、
② 登録を受けた場合、
③ 登録を受けた場合、
④ 登録を受けた場合、
⑤ 登録を受けた場合、

(2) 登録を受ける場合の売
り手としての事前準備
① 取引ごとにどのような
書類を交付しているか
を確認
② 交付している書類な
どについて、どう見直
せば適格請求書となるか
を検討
③ 必要に応じて登録を
受けた旨(登録番号)や、
登録年月日、登録内容
(取引内容)を記載した
書類を保存する

(3) 登録を受ける場合の買
い手としての事前準備
① 簡易課税制度を適用
できるか、また適用す
るかを判断
② 仕入れ・経費につ
いて適格請求書が必要
な取引かを検討
③ 継続的取引について
は、仕入先から受け取
る請求書などが記載事
項を満たしているかを
確認し、必要に応じて
仕入先と相談
④ 受け取った請求書
などをどのように保存
・管理するかを検討
⑤ 帳簿への記載方法
や仕入税額の計算方法
や仕入税額控除の開始
に備えよう

インボイス制度を契機
とした取引条件の見直し
について、独占禁止法な
どで問題となる行為など
についても記載がありま
すので、これを参考に適
切に対応してください。

取引先が免税事業者で
ある場合の対応に関する
考え方については、公正
取引委員会のホームページ
において関係省庁連名で
Q&Aが公表されていま
す。

インボイス制度を契機
とした取引条件の見直し
について、独占禁止法な
どで問題となる行為など
についても記載がありま
すので、これを参考に適
切に対応してください。

国税庁 HPP特設サイト
各種情報を提供

5年度税制改正大綱に基づく、主に中小事業者向けの負担軽減措置に関するリーフレットなどを掲載しています。

アクセス用2次元コード

左後輪脱落が9割以上 適正トルク値で管理を



「大型車の車輪脱落事故防止研修会」を開催した。近年、大型車の車輪脱落事故が多発していることから、その未然防止を図るため、座学と実技講習形式で実施したもので、



さらに、国土交通省が緊急対策の一環として公開している、日常点検に関する説明動画を紹介しながら、ホイールナットの緩みなどを確認することが重要と強調し、徹底を求めた。

「大型車の車輪脱落事故防止研修会」を開催した。近年、大型車の車輪脱落事故が多発していることから、その未然防止を図るため、座学と実技講習形式で実施したもので、

大型車の車輪脱落事故防止へ研修会

東京都トラック協会は、2月4日午前・午後の2回、品川区の東京運輸支局で実施した。

研修会は、東運支局検査整備保安部門や、ブリヂストンタイヤソリユシオンジャパン、いたすゞ自動車首都圏の協力回、品川区の東京運輸支局で実施した。

東ト協「業界の現状」発信へ



「業界の現状」発信へ。東ト協は、3回目は同31日付の「燃料高騰問題編」(既報)、「2回目は同25日付の「人材確保対策編」(写真)を順次掲載した。

3回シリーズで新聞広告

1回目は1月17日付の「燃料高騰問題編」(既報)、「2回目は同25日付の「人材確保対策編」(写真)を順次掲載した。

「業界の現状」発信へ。東ト協は、3回目は同31日付の「燃料高騰問題編」(既報)、「2回目は同25日付の「人材確保対策編」(写真)を順次掲載した。

国交大臣表彰

優良運転者の推薦を！。国交大臣表彰が行われ、東ト協の各会員が表彰された。

優良運転者の推薦を！。国交大臣表彰が行われ、東ト協の各会員が表彰された。

優良運転者の推薦を！。国交大臣表彰が行われ、東ト協の各会員が表彰された。

身体・認知機能の低下 早期に把握し対応策を



身体・認知機能の低下。早期に把握し対応策を。高齢運転者の安全管理研修会での講演内容。

身体・認知機能の低下。早期に把握し対応策を。高齢運転者の安全管理研修会での講演内容。

高齢運転者の安全管理研修

東ト協は1月23日、東ト総合会館7階大会議室で実施した。

東ト協は1月23日、東ト総合会館7階大会議室で実施した。

東ト協は1月23日、東ト総合会館7階大会議室で実施した。

トラック事故速報

Table with accident details: Date (1月24日), Time (8時5分頃), Location (港区), Parties (自動二輪車, 事業用準中型貨物車), Status (死亡事故), Summary (Signal light accident at a junction).

優良運転者の推薦を！

優良運転者の推薦を！。東ト協の各会員が表彰された。

優良運転者の推薦を！。東ト協の各会員が表彰された。

優良運転者の推薦を！。東ト協の各会員が表彰された。

優良運転者の推薦を！。東ト協の各会員が表彰された。

提出期限3月13日

提出期限3月13日。企業規模および事業概要等に関する書類の提出期限。

提出期限3月13日。企業規模および事業概要等に関する書類の提出期限。

新会員

新会員。岡昇株式会社、武蔵村山市大南1-127ク。

多摩支部

多摩支部。岡昇株式会社、武蔵村山市大南1-127ク。

お悔やみ

お悔やみ。鈴木俊一氏(鈴木自動車運送代表取締役)の訃報。

日程ボード

日程ボード。2月16日、17日、18日の協会活動予定。

協会日誌

協会日誌。1月16日、17日の協会活動記録。

トラック運送業

労務管理のポイント

「36協定」 締結・届け出の留意点

NACマネジメント研究所 所長
小林 弘和 (社会保険労務士)

今年も新年度に向けて、年度ごとに手続きが必要な書類について、作成・届け出を行う時期が近づいてきました。多くの会社で該当することになるものとして、①36協定(時間外労働・休日労働に関する労使協定)、②変形労働時間制に関する労使協定―

(1)「36協定」締結・届け出の留意点

2019(平成31)年4月1日から労働基準法が改正され、時間外労働の上限規制が法律に明記されたことなどに伴い、36協定の様式も変更されました。ただし、中小企業については、時間外労働の上限規制適用が1年間猶予されていたことから、2020(令和2)年4月1日以降の期間を対象とする36協定から、新しい協定の書式による届け出をされているものと思います。

2021(令和3)年4月1日以降については、36協定の適正な締結に向けて、労働者代表についての新設されました。チェックボックスの内訳としては、「協定の当事者である労働組合が事

36協定そのものが無効なものとしてしまうことから、留意する必要があります。②「36協定の届出」に

業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は協定当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること」と、「労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出されたものであって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと」の2点となりました。

これらは協定当事者が労働者の過半数代表として適格な者であることを確認するためのものであり、協定当事者である労働者の過半数代表者が適格な者でない場合には、

て、使用者の押印および署名が不要となりました。ただし、記名は必要などから、留意する必要があります。しかし、36協定と36協定届を兼ねている場合(別途「36協定書」を作成せず、36協定届の書式で協定書を兼ねて届け出をする場合のこと)には、使用者の署名または記名・押印が必要と

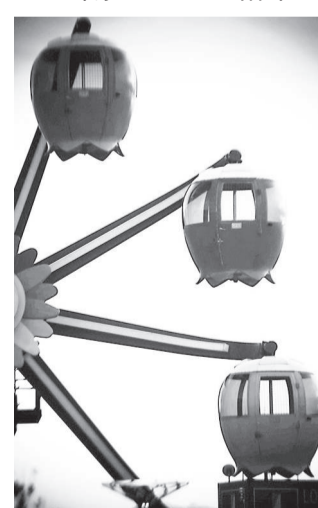
①原原則通りの時間外労働の上限(1か月45時間・1年360時間、1年単位の変形労働時間制を適用し対象期間が3か月を超える場合には、1か月42時間・1年320時間)までの時間外労働にとどめる場合は、「様式第9号」により届け出を行うこととなります。

「自動車運送の業務」については、労働時間の上限規制適用が2024(令和6)年3月31日まで猶予されていることか

都心の屋上遊園

親に手を引かれ、百貨店へ行くことに特別な日を感し、ワクワクした幼少期の思い出が蘇る。屋上には遊園施設、そして1階降りると食堂があつて、お子様ランチを食べる。そのような施設を

19年の6兆円台から4兆円台に低下している。富裕層とインバウンドに支えられてきた百貨店も、地方は恒常的な赤字で閉店に追い込まれて



2014(平成26)年の閉店の際、「かまたえん」自体が閉鎖の危機を迎えるも、存続を望む多くの応援により復活。観覧車の名称も一般公募により「幸せの観覧車」としてリニューアルした。小振りのスペースに世界最小のキッチンカーが並び、入場料はない。観覧車の料金は300円で、未就学児1人に対し、16歳以上の保護者は1人無料で乗れる。

ポケット

百貨店業界の売り上げ規模は、2019(平成31)年までは横ばいだったが、以降、大幅な減少傾向にある。経済産業省の商業動態統計を見ても明らかだ。2021(令和3)年の売上高は前年比4.5%増の4兆902.9億円だが、20



まちかど写真家 筑峯 総太

街中を行く東急線の流れを俯瞰で眺め、忘れられていた何かを呼び起こし、ノスタルジーに浸るのもいい。

漢字のパーツクイズ

四角の中には、漢字をバラバラにしたものが入っています。復元してできる漢字を並べ替え意味のある4字熟語を作ってください。

パズル & クイズ

by 草野 公平

解答

帯

野

月

止

応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼント。

☆インターネットでの応募も可能です。
<https://www.totokyo.or.jp/>
 ☆インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報」から「パズル&クイズ解答フォーム」へ。

●宛先
〒160-0004 新宿区四谷3-1-8 (一社)東京都トラック協会 総務部広報・情報G「トラック時報」係

●締め切り
2月末日(正解は3月10日号に掲載)

1月10日号「初春間違い探し」の正解は「12か所」でした。

横断歩道の信号が青に変わり、歩行者が一斉に歩道を踏み出そうとしたその時、車道を右から左へ1台の自車が駆け抜けた。歩行者との距離は数十センチ。ケガ人続出のところが瞬間に大声で「赤だぞ! (車道側信号) 危ないじゃないか!」と注意。その自転車の若い女性は謝罪もせず「関係ねえよ」と叫んで去った。返ってきた言葉に唖然としてしまった。心無い一部の人がたが、自転車の傍若無人ぶりが目に余る。信号を無視する、車道の右側を走る、歩道を猛スピードで疾駆する等々。結果、正しい自転車利用者の利便性を損なうのでは、と心配だ。◆自転車絡む事故で死傷者が後を絶たない。今年からは自転車利用者にとって、節目の年になるのではないかと。道路交通法の改正で、4月からヘルメット着用が努力義務になるからだ。◆2月20日は「交通事故ゼロを目指す日」。自転車であれ悲惨な事故を招く。自転車を「運転している」意識で利用したいものだ。ルールとマナーを守り、自己共に死傷しないよう、今一度「自転車は軽車両」を再認識しておきたい。